

第3次千葉県青少年総合プラン(案)の概要

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

第2次千葉県青少年総合プラン（平成27年度～29年度）に基づき、青少年施策を総合的に実施してきたところであるが、ネットトラブルの増加、いじめの問題、子どもの貧困、不登校・ひきこもりの問題など、子ども・若者をめぐる環境が依然厳しい。

このような状況を踏まえ、第2次千葉県青少年総合プランを継承しつつ、多様化する青少年問題に的確に対応し、千葉の未来を担う子ども・若者の健やかな成長を支える社会を実現するため、本プランを策定する。

2. 計画の位置づけ

「子ども・若者育成支援推進法」に基づく都道府県子ども・若者計画
本県の子ども・若者育成支援施策を総合的かつ計画的に実施する計画

3. 計画期間

平成30年度～34年度（5年間）

4. 計画の対象者

乳幼児期から青年期（概ね30歳未満）、施策によっては、ポスト青年期（40歳未満）まで

第2章 計画の基本的な考え方

子ども・若者を取り巻く環境の変化やこれまでの取組等を踏まえ、今後取り組むべき課題を整理し、青少年施策のさらなる推進を図る。

（基本的な視点）

- 子ども・若者が生き活きと、幸せに生きていく力を身につける
- 困難を有する子ども・若者やその家族の問題を解消する
- 地域において、子ども・若者を守り育てる多様な担い手を育成する

第3章 施策の展開 3つの柱・6つの基本目標・14の基本方策

Iの柱 子ども・若者の健やかな成長と自己形成・社会参画支援

基本目標1 自己形成支援、健康と安心の確保

確かな学力の向上／体験活動の推進／福祉教育の推進／道徳教育の推進／基本的な生活習慣の形成／心のケアのための相談体制の充実／DV予防教育の推進 等

基本目標2 社会形成・社会参加支援、職業的自立・就労支援

東京2020オリンピック・パラリンピックを契機としたボランティア活動への参加促進／主権者教育／グローバル人材の育成／キャリア教育の推進／若者の就労支援 等

IIの柱 困難を有する子ども・若者の支援・被害防止・保護

基本目標3 困難を有する子ども・若者への支援の充実

千葉県子ども・若者総合相談センターの機能強化／アウトリーチ（訪問）型支援の充実／不登校への対応／いじめ防止対策／ひきこもりへの対応／子どもの貧困対策（学習支援・就学支援の充実）等

基本目標4 非行・被害防止・保護

非行・犯罪防止活動の推進／立ち直り支援／児童虐待防止対策／自殺防止対策 等

IIIの柱 子ども・若者の成長を支える地域・社会づくり

基本目標5 地域社会の連携の強化

青少年相談員活動の充実／青少年育成団体等との連携／青少年育成活動の担い手の育成・確保／家庭教育への支援／地域とともに歩む学校づくり 等

基本目標6 社会環境の整備

犯罪の起こりにくい環境づくり／スマートフォン・インターネット被害防止対策の推進／企業参画型子育て支援の推進 等

第4章 推進体制及び進行管理

1. 推進体制

（1）県における推進体制 （2）千葉県青少年問題協議会 （3）「（仮称）青少年育成千葉県民会議」や「千葉県子ども・若者支援協議会」 （4）市町村、関係団体等との連携・協力

2. 進行管理・評価

毎年度、本プランの進捗及び実施状況を把握し、評価を行う。